

【27 釈 文】群馬郡元惣社村諸国拜礼往来手形

(天保十年：一八三九)

諸国往来之事

一此与吉井悴九市兩人儀、此度諸国
神社仏閣為ニ拜礼ニ罷越申候、国々
御関所無ニ相違ニ御通可レ被レ下候、并町在
御村々及レ暮候節者、一宿奉レ希候、
若相煩又者病死仕候ハ、其所之
以ニ御慈悲一、被レ成ニ御取置一、可レ被レ下候、為ニ後日一
仍而如レ件

松平勇五郎領分

上野国群馬郡

天保十亥年

元惣社村

名主

倉之助

国々

御関所

御役人衆中様

国々

御駅御村々

御役人衆中様

【27 読み下し文】

諸国往来の事

一此の与吉並び悴(せがれ)九市兩人儀、此の度諸国
神社仏閣拜礼の為(ため)罷(まか)り越し申し候、国々
御関所相違(そうい)無く御通し下さるべく候、並びに町在
御村々暮れに及び候節は、一宿希(ねが)い奉り候、
若(もし)相煩い又は病死仕り候はば、其の所の
御慈悲を以(もつ)て、御取り置き成され下さるべく候、後日の為
仍(よつ)て件(くだん)の如し

松平勇五郎領分

上野国群馬郡

天保十亥年

元惣社村

名主

倉之助

国々

御関所

御役人衆中様

国々

御駅御村々

御役人衆中様